

高知県学校安全総合支援事業 実施要領（市町村用）

1 目的

本事業は、文部科学省の「学校安全総合支援事業（学校安全推進体制の構築）」の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会を中心として、モデル地域内の学校で学校安全の組織的取組等を促進し、モデル地域全体での学校安全推進体制を構築する。

2 事業の実施方針

本事業は、市町村教育委員会に委託して実施する。

学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、市町村教育委員会がモデルとなる地域（以下「モデル地域」という。）を設定し、当該モデル地域全体での学校安全推進体制を構築する。

モデル地域で重点的に取り組む事業の実施方針は、次のとおりとし、その実践内容は別紙のとおりとする。

- ① 市町村教育委員会は、モデル地域で学校安全の推進体制を構築するための事業計画を策定する。
- ② 市町村教育委員会は、モデル地域の実践の共有や検証を行うとともに、各学校での取組や連携促進等について指導、助言、支援する。
- ③ モデル地域では、拠点となって他の学校の取組を牽引する学校（以下「拠点校」という。）を定め、拠点校を中心にモデル地域内の学校と連携し、地域全体での学校安全推進体制を構築する。例えば、教科等横断的な安全教育の実施、危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）の見直し、授業公開などの研修の実施、合同での避難訓練の実施等を、拠点校とモデル地域内の学校とが連携して実践する。
- ④ モデル地域内の全ての学校に学校安全の取組の中核となる学校安全担当教員を置き、研修等を通じて、学校安全担当教員の資質能力の向上を図り、各学校の取組の推進を牽引させる。その際、学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（平成31年3月）や文部科学省が作成する学校安全に関するeラーニング教材を適宜活用させる。また、資質能力向上の取組の一例として、災害時の学校支援に係る研修等の実施も検討すること。当該教員が研修及びモデル地域での実践において得られた成果等については、モデル地域内の各学校において共有させる。
- ⑤ モデル地域の実践事例を踏まえた学校安全の推進体制について、県内の他の地域にも普及する。また、県内の国立及び私立の学校へもモデル地域で得られた体制構築の成果等について可能な限り普及すること。

<市町村教育委員会が実施すること>

(1) 取組の評価・分析、研修の実施等

市町村教育委員会は、事業目標を明確にした上で成果指標を設定し、取組の成果の評価・分析を行うとともに、研修等を実施し、地域内の各学校の学校安全担当教員の資質向上を図ること。また、委託事業終了後も市町村教育委員会が中心となって取組が継続的に実施できるような体制を構築すること。

(2) 実践委員会の設置

市町村教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、事業の実施方針の検討、モデル地域内の実践の共有や検証、各学校での取組や連携促進等について指導、助言、支援を行う「実践委員会」を設置すること。

実践委員会は、市町村教育委員会担当者、県教育委員会担当者、モデル地域内の全ての学校の学校安全担当教員、警察署や消防署、大学等の関係機関、学識経験者、PTA関係者、自治会、学校安全に関する専門的な知見を有する学校安全アドバイザー（(3)「専門的知見の活用」に記載）等で構成すること。

(3) 専門的知見の活用

モデル地域における学校安全に関する取組の実施に当たっては、学校安全に関する有識者等（警察署や消防署、大学等の関係機関、学識経験者等）との連携を図り、学校安全に関する専門的知見を活用すること。その際、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部を適宜活用すること。

また、市町村教育委員会は、学校安全に関する有識者等を学校安全アドバイザーとして委嘱し、モデル地域内の学校へ派遣することができる。また、その委嘱人数及び各アドバイザーが担当する学校数については、学校や地域の実情を踏まえて、弾力的に定めることができる。委嘱した学校安全アドバイザーに対し、必要に応じて実践委員会等へ出席を求めることができる。なお、学校安全アドバイザーの委嘱に当たっては、実践委員会等、関係機関と十分に調整を行うこと。

(4) 推進委員会への参加

事業の円滑な実施のため、事業の実施方針や普及計画の検討、情報共有、取組の評価等を行う、県教育委員会が設置する「推進委員会」に参加すること。

その際、事業計画や進捗状況、取組成果等を報告、発表すること。

(5) 事業に係る取組の情報提供

事業に係る市町村教育委員会の取組や、拠点校を中心としたモデル地域の学校等における取組等の情報を、積極的に県教育委員会に提供すること。

(6) 研究成果の提供

事業における研究成果（成果物等）を、県教育委員会に提供すること。

<モデル地域における取組>

(1) 拠点校を中心とした地域全体での学校安全の取組の向上

モデル地域全体での取組の向上を図るため、拠点校を設定し、拠点校が他の学校の取組を牽引しながら、全ての学校で以下の学校安全の取組を実施することを目指すこと。各学校の取組についても、実践委員会等や学校安全担当教員を通じてモデル地域内の全ての学校に共有すること。また、同地域内の国立及び私立の学校へ積極的に参加を促し、可能な限り連携を図ること。

(モデル地域内の学校における取組)

ア カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた安全教育の充実

児童生徒等の安全に関する資質・能力を育むため、教科等横断的な視点での学校安全計画の改善を行う。学校安全計画に基づく系統的な安全教育を実施し、効果の検証を一連の取組として行う。

イ 組織的取組による安全管理の充実

教職員のみならず保護者、地域住民と危機管理マニュアルを共有するとともに、訓練等を踏まえ、適宜危機管理マニュアルの見直しを図る。

ウ セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考にした地域の学校安全関係者（有資格者等）、関係機関・団体との連携

地域特性等を適切に理解して、効果的な学校安全の取組を進める。

エ 大学や関係機関・団体、外部有識者による専門的知見の活用と指導助言

学校安全に関する専門的知見を活用し、学校安全に係る取組の向上を図る。

オ P D C A サイクルに基づく検証・改善

訓練等を踏まえた評価に基づく危機管理マニュアル及び学校安全計画についての見直し等を行い、学校安全に係る対策の改善・充実を図る。

3 事業の委託先

市町村教育委員会

4 委託期間

本事業の委託期間は、別に通知する。

5 委託手続

- (1) 事業を実施する市町村教育委員会は、事業計画書（別紙様式1）及び事業経費の根拠資料を、別に通知する期日までに、高知県教育長に提出すること。
- (2) 高知県教育長は、上記（1）により提出された事業計画書等の内容を審査し、適切であると認めた場合、当該市町村教育委員会と委託契約を締結する。

6 委託経費

- (1) 高知県教育長は、本事業を委託した市町村教育委員会に対し、予算の範囲内で実

施に要する経費（諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、保険料、雑役務費）を委託費として支出する。

- (2) 高知県教育長は、本事業の委託を受けた市町村教育委員会が実施要領又は委託契約書に違反したとき又は本事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託の禁止

市町村教育委員会は、受託した本事業を再委託することはできない。

8 事業計画の変更及び委託契約の変更

事業計画を変更する必要があるときは、速やかに委託契約変更承認申請書（別紙様式2）等を提出し、その承認を受けること。ただし、委託事業の経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が委託経費総額の20パーセントを超えない場合は、この限りではない。

9 事業完了（廃止等）の報告

本事業の委託を受けた市町村教育委員会は、本事業が完了し、廃止又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けた日から起算して10日以内又は当該年度1月の別途定める日までのいずれか早い日までに、委託事業完了（廃止等）報告書（別紙様式3）及び支出を証する書類の写しを高知県教育長に提出しなければならない。

10 委託費の額の確定

- (1) 高知県教育長は、上記9により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、市町村教育委員会に通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 市町村教育委員会は、委託費の額の確定通知書を受け取った後、速やかに請求書（別紙様式4）を提出しなければならない。

11 その他

- (1) 高知県教育長は、市町村教育委員会による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 県教育委員会は、委託業務の実施に当たり、必要に応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 県教育委員会は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、市町村教育委員会は、県教育委員会の求めがあった場合は、本事業に関して必要な書類を提出しなければならない。

(4) 市町村教育委員会は、委託業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。

(5) この要領に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項については、別に定める。

(附則)

1 この要領は、令和2年3月4日から施行する。

(附則)

1 この要領は、令和3年3月4日から施行する。

(附則)

1 この要領は、令和4年3月4日から施行する。